

結核定期健康診断について

結核は、医療や公衆衛生、生活水準等の向上により、死亡率・罹患率が著しく低下してきましたが、現在も国全体では毎年 23,000 人以上、本県においても年間 400 人以上の患者が新たに発生している状況です。

こうしたなか、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 53 条の 2（以下、「法」という。）により、下記の実施義務者は毎年結核定期健康診断を行うこととされているところです。定期的に結核定期健康診断を実施することにより、結核の早期発見・早期治療につなげていきたいと考えています。



また、健康診断実施状況は、法 53 条の 7 により保健所への報告が義務付けられています。

実施義務者及び対象者

1. 事業者（毎年度実施）

学校※1（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設※2（社会福祉法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに規定する施設）において業務に従事する者（職員※3）

2. 学校の長（入学した年度）

学校※1（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園、小学校、中学校を除く）の学生又は生徒

3. 施設の長（毎年度実施）

- (1) 刑事施設（拘置所・刑務所等）に收容されている者（20 歳に達する日の属する年度以降において毎年度）
- (2) 社会福祉施設※2（社会福祉法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに規定する施設）に入所している者（65 歳に達する日の属する年度以降において毎年度）

※1 学校とは・・・

小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専門学校、各種学校
ただし、修業年限が 1 年未満のコースしかない各種学校及び幼稚園は対象外。

※2 社会福祉施設（社会福祉法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに規定する施設）とは・・・

- 1) 生活保護法関係・・・救護施設、更生施設
- 2) 老人福祉法関係・・・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- 3) 障害者自立支援法関係・・・障害者支援施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設
- 4) 売春防止法関係・・・婦人保護施設

※3 職員とは・・・

管理者及び労働者、施設等で働くすべての人が対象。また、労働安全衛生法に基づく健康診断の対象ではない非正規雇用労働者（派遣職員・パート・アルバイトなど）も対象。

検査項目

胸部エックス線検査（※4間接撮影または※5直接撮影）、喀痰検査（必要がある場合に実施）

※4間接撮影・・・健診車等で撮影

※5直接撮影・・・病院・診療所で撮影
（デジタル撮影含む）

報告期限

健康診断実施後、速やかに報告書の提出をお願いいたします。（最終：年度末）

報告内容及び方法

下記の報告様式に必要事項を記入の上、水戸保健所までFAXまたは郵送により提出して下さい。

実施義務者が事業者 …… 様式第1号（事業者用）
“ …… 様式第2号（学校用）
“ …… 様式第3号（施設用）

お問い合わせ

茨城県水戸保健所 保健指導課 結核担当

〒310-0852 水戸市笠原町993-2

電話 029-241-0100（代） FAX 029-241-5313

